

介護給付適正化事業における事業別取組実施項目表

R6～8年度

基本体制		主要3事業等								
	(基本となる体制) 介護給付適正化 対策の推進体制	1 要介護認定の適正化		2 ケアプラン等の点検			3 医療情報との突合・縦覧点検		4 給付実績の活用	5 介護給付費通知
		①認定調査 (事務組合実施も含む)	②介護認定審査会	① ケアプランの点検	② 住宅改修の点検	③ 福祉用具購入 ・貸与の点検	① 医療情報との突合	② 縦覧点検		
第5	★ 取組結果の検証・評価に基づき、介護支援専門員やサービス事業所職員などによる意見や情報交換の場がある。	地区別研修以外に、勉強会・連絡会議などを開催し、調査員が抱える課題の解決や、分析により把握された課題を、調査員と市町村等が共有し解決する機会を設けている。	地区別研修以外に、委員研修・平準化研修・合議体間の連絡会議などを開催し、分析により把握された課題を、審査会委員と市町村等が共有し解決する機会を設けている。	★ ケアプラン点検の実施により積み上げられた成果を、介護支援専門員研修会や地域ケア会議に向けた地域ケア会議に活用している。	点検の実施による成果を介護支援専門員研修会等で周知する。	点検の実施による成果を介護支援専門員研修会等で周知する。	分析結果や個別・集団指導の内容をもとに、介護支援専門員の研修会や地域ケア会議等での議題としている。	分析結果や個別・集団指導の内容をもとに、介護支援専門員の研修会や地域ケア会議等での議題としている。	給付実績を分析した結果を、介護支援専門員の研修会や地域ケア会議等での議題としている。	★ 適切なサービスの利用と提供について事業者の協力と理解を求めため、事業者や介護支援専門員へ周知する。
第4	★ ★ 取組結果の検証・評価に基づき、目標等の再構築や取組の改善を図る仕組みがある。	分析結果を、調査員や関係者（所属内職員、事務組合、審査会委員など）へ研修会等において周知している。	分析結果を、審査会委員や関係者（所属内職員など）へ研修会等において周知している。	★ ☆保険者において介護給付適正化以外の部署や、主任介護支援専門員や介護支援専門員などの多職種専門職が加わったチームによる点検の体制がある。	点検の結果を介護支援専門員及び事業者へ指導し、情報交換を行う場を設けている。	点検の結果を担当介護支援専門員及び福祉用具事業者に指導し、情報交換を行う場を設けている。	医療と介護の重複請求等の分析結果をふまえ、事業所の集団指導を実施している。	請求内容の誤り等の分析結果をふまえ、事業所の集団指導を実施している。	不適切な給付や事業者の発見等の分析結果をふまえ、事業所の集団指導を実施している。	★ 適切なサービスの利用と提供の普及啓発や適正な請求に向けた抑制効果を期待できる対象を絞り込み、通知している。
第3	★ ★ 国・実施状況調査結果や見える化システム等を基に、取組の検証・評価を行っている。	★ ★ 認定調査項目別の選択状況について、業務分析データを活用し、全国の保険者と比較した分析を行っている。	★ ☆次判定から二次判定の軽重度変更率について、地域・審査会・合議体によって差がないかを分析している。（分析内容を保険者と事務組合が共有している。）	★ ★ サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居者に焦点を当てた点検を行っている。	★ ★ 建築専門職や、理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション専門職種の協力を得て点検している。	★ 地域ケア会議の構成員としてリハビリテーション専門職を配置し、会議の際に福祉用具貸与と計画と合わせて点検を行う。	医療と介護の重複請求等の分析結果をふまえ、事業所の個別指導を実施している。	請求内容の誤り等の分析結果をふまえ、事業所の個別指導を実施している。	不適切な給付や事業者の発見等の分析結果をふまえ、事業所の個別指導を実施している。	★ 受け取った受給者が通知内容を理解できるように、通知内容の説明文書やQ&A、自己点検リストなどを同封している。
第2	★ ★ 適正化の目標達成状況等の結果を、ホームページや広報誌等で住民へ公表している。	★ 調査内容について、基本調査（項目・特記事項、主治医意見書に矛盾がないかを書面又は訪問等で点検している。（事務組合が実施している場合は、その結果を把握している。）	定期的な合議体に所属する委員を変更している。	★ 国の「ケアプラン点検支援マニュアル」を活用又は加工したり、独自のケアプラン点検シートを作成するなど、状況に合った方法で点検を行っている。	★ 訪問により、工事施工前に受給者宅の実態確認、工事施工後の施工状況等を点検している。	★ ★ 理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション専門職種等の協力を得て、訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況を確認している。	「医療情報との突合」帳票のチェック結果をもとに、給付誤りや不適正な請求等の偏りを分析をしている。	特定の4帳票の縦覧点検の結果をもとに、給付誤りや不適正な請求等の偏りを分析をしている。	特定のサービスの利用動向について、確認・分析するとともに、情報を蓄積し、サービス利用の傾向分析をしている。	★ 要介護（要支援）認定の更新・変更の時やサービスを見直す時期など、適切且つ効果的な時期を検討の上通知している。
第1	★ ★ 国・実施状況調査結果や見える化システム等を活用し、実施目標を策定している。	訪問調査は、認定調査員研修を修了した者が実施している。（直営の場合） 専門的な知識を有している市町村職員（委託の場合） 介護支援専門員	委員は、保健・医療・福祉に関する学識経験を有する者が任命され、審査会委員研修を修了した者が従事している。	★ ★ 効果的かつ効率的に事業を実施するため、国保連適正化システムにより出力される給付実績の帳票を活用しながら優先的に点検する対象を選定するなど、目標値を立てて取り組んでいる。	★ 書面により、工事施工前に工事見積書の点検、工事施工後に竣工写真等により施工状況等を点検している。	★ 福祉用具事業者や介護支援専門員へ聞き取りを行い、福祉用具の必要性や利用状況を確認している。	★ ★ 突合を行っている。（国保連に委託して行っている場合も含む。）	★ ★ 点検を行っている。（国保連に委託して行っている場合も含む。）	日常業務において、給付実績を会議等資料の作成に活用している。 個別の問題に対処するために活用している。	★ 通知している。

【この表の使い方】
 ・主要3事業等それぞれについて、段階的に取り組めるよう取組内容を5つに分けて記載しています。
 ・☆印は「介護給付適正化計画に関する指針」、★印は「保険者機能強化推進交付金に係る評価指標」に記載されている項目に該当していることを示します。